

住民監査請求監査結果

平成26年12月22日

湯沢市監査委員

目 次

第 1	監査の請求	1
1	請求書の提出日	1
2	請求者	1
3	請求の内容	1
4	請求の要旨に添付された事実を証する書面	3
5	主張する事実の要旨及び措置要求	3
第 2	要件の審査	4
第 3	監査委員の判断	4
第 4	監査の実施	5
1	請求人の証拠の提出及び陳述	5
2	監査対象事項等	5
第 5	事実関係の確認	5
第 6	監査の結果	9
第 7	市長に対する勧告	11
1	措置すべき事項	11
2	措置期限	11
第 8	監査委員の意見	11

第 1 監査の請求

1 請求書の提出日

平成26年11月 6 日

2 請求者

4 人（住所、氏名は省略）

3 請求の内容（※原文のとおり）

1 請求の要旨

（1）本件各支出の表示

平成 25 年度分の総務課秘書室及び教育委員会使用分のタクシー利用料金の総数は 30 件で総額 1, 006, 320 円（別紙資料 1）となる。

（2）本件支出の違法な実態

本件各支出関係書類には、タクシー使用時の用務が一切明記されてはおらず、誰が何の目的で使用したのかが全く不明である。

例えば、タクシー利用の比率としては、圧倒的に当市内のタクシー会社を使用したものが多く、タクシーチケットを利用して恒常的に使用する関係上、各債権者からの請求は 1 ヶ月単位の一括請求に依る場合が圧倒的である。

これに対する各支出負担行為兼支出命令書の摘要欄には、一括請求に対する何月分のタクシー代でどの部署あるいは使用者であるのか程度の極めて簡素な記述しかなく、用務毎の詳細は一切明記されていない。

また、債権者からの請求書には個別のタクシー利用時の内訳が記載されてはいるものの、利用日時、経路、金額等くらいしか判明しない。

領収書の内訳を見ると、中には単なる飲み会の帰りではないかと思料されるものも相当数見受けられる。行政上必要な酒席懇談であったにしてもその件数が余りにも多く、とりわけ小安タクシー有限会社利用時のものについては、その傾向が顕著であるように看取される。

行政上の事務事業に於ける必要性が判断できないからには、支出要件を欠く違法・不当な財務会計行為であると断ぜられる。

これでは法令に定める支出決定権者が、行政上の公金支出の可否を判断できるものとは到底呼べず、こんなものにたいして市民の血税を原資とした公金を安易に支出してしまうことは言語道断である。

（3）本件各支出の違法性

地方自治法第 232 条の 3 では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(中略)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければなら

ない」(傍点筆者)とされ、湯沢市財務規則第57条では「支出決定権者は、支出しようとするときは、法令、契約、請求書その他の関係書類に基づいて、支出の根拠、所属年度、歳出科目、金額、債権者等を調査し、適正であると認めるときは、直ちに支出命令書又は支出負担行為兼支出命令書により支出の決定をするとともに、これに関係書類を添付して出納機関に送付することにより、支出の命令(中略)をしなければならない」(傍点筆者)と規定されている。

本件に於ける「支出の原因、根拠」は各タクシー使用に由来するが、どのような具体的職務の為に本件支出行為が必要であるかを裏付けるものがなければ、行政上の必要の可否が判明せず、例えその中に私費で負担すべき個人的なタクシー利用代が紛れ込んでいたか否かさえ判断ができない。

従って、職務上の必要性の判断資料を欠いたまま行われた本件各支出に係る支出負担行為及び支出命令は違法である。

(4) 市の損害

上記の理由により、本件各支出の合計額1,006,320円を市の損害と認定し、市長及び本件支出関係職員に対し必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(5) 本件請求の一部が1年の監査請求期限を渡過した正当な理由

本件各支出に係る支出関係書類一式には、何の用務で使用したのかを明示した詳細な資料が存在せず、一般市民の通常の注意力ではその違法性を関知できない為、正当な理由であると考えらる。

4 請求の要旨に添付された事実を証する書面

事実証明

① 平成25年度分総務課秘書室及び教育委員会使用分のタクシー使用一覧

資料1

平成25年度分総務課秘書室及び教育委員会使用分のタクシー使用一覧

作成者：湯沢生活と健康を守る会

No.	支払・領収年月日	実施・請求年月日	用 務 (摘 要)	債 権 者	支出金額(円)
1	平成25年5月23日	平成25年4月30日	4月分タクシー代(市長、教育委員会分)	(株)湯沢タクシー	42,310
2	平成25年5月23日	平成25年5月7日	4月分タクシー代(副市長分)	小安タクシー(有)	27,430
3	平成25年5月23日	平成25年5月7日	4月分タクシー利用時高速料金代(副市長分)	小安タクシー(有)	450
4	平成25年5月23日	平成25年5月2日	5月分タクシー代(副市長急務時利用分)	(株)湯沢タクシー	11,000
5	平成25年6月20日	平成25年5月31日	5月分タクシー代(市長、副市長、教育委員会分)	(株)湯沢タクシー	107,810
6	平成25年6月20日	平成25年6月5日	5月分タクシー代(市長、副市長分)	小安タクシー(有)	45,370
7	平成25年7月25日	平成25年6月30日	6月分タクシー代(市長、教育委員会分)	(株)湯沢タクシー	63,880
8	平成25年7月25日	平成25年6月30日	6月分タクシー代(市長分)	新生タクシー(株)	4,700
9	平成25年7月25日	平成25年7月5日	6月分タクシー代(市長、副市長分)	小安タクシー(有)	43,050
10	平成25年7月25日	平成25年6月30日	6月分タクシー代(市長分)	(株)中央タクシー	790
11	平成25年8月22日	平成25年7月31日	7月分タクシー代(市長分)	(株)湯沢タクシー	17,900
12	平成25年8月29日	平成25年8月5日	7月分タクシー代(副市長分)	小安タクシー(有)	52,000
13	平成25年9月26日	平成25年8月31日	8月分タクシー代(市長分)	(株)湯沢タクシー	13,830
14	平成25年9月26日	平成25年9月4日	8月分タクシー代(市長・副市長分)	小安タクシー(有)	55,760
15	平成25年10月24日	平成25年9月30日	9月分タクシー代(市長分)	(株)湯沢タクシー	4,430
16	平成25年10月24日	平成25年9月30日	9月分タクシー代(市長分)	新生タクシー(株)	9,040
17	平成25年10月24日	平成25年10月5日	9月分タクシー代(市長・副市長分)	小安タクシー(有)	59,710
18	平成25年11月28日	平成25年10月31日	10月分タクシー代(市長、教育委員会分)	(株)湯沢タクシー	62,340
19	平成25年11月29日	平成25年10月31日	10月分タクシー代(市長分)	(有)ユニオン交通	5,780
20	平成25年11月29日	平成25年11月22日	10月分タクシー代(市長・副市長分)	小安タクシー(有)	25,000
21	平成25年12月19日	平成25年11月30日	11月分タクシー代(市長分)	(株)湯沢タクシー	27,810
22	平成25年12月19日	平成25年12月9日	11月分タクシー代(市長・副市長分)	小安タクシー(有)	37,000
23	平成26年1月30日	平成25年12月31日	12月分タクシー代(市長分)	(株)湯沢タクシー	23,290
24	平成26年1月31日	平成26年1月23日	12月分タクシー代(市長・副市長分)	小安タクシー(有)	33,990
25	平成26年2月27日	平成26年1月31日	1月分タクシー代(市長分)	(株)湯沢タクシー	36,750
26	平成26年2月27日	平成26年2月19日	1月分タクシー代(市長・副市長分)	小安タクシー(有)	38,540
27	平成26年3月20日	平成26年2月28日	2月分タクシー代(市長分)	(株)湯沢タクシー	27,010
28	平成26年3月27日	平成26年3月14日	2月分タクシー代(市長・副市長分)	小安タクシー(有)	71,270
29	平成26年5月1日	平成26年3月31日	3月分タクシー代(市長・副市長分)	小安タクシー(有)	29,700
30	平成26年5月1日	平成26年3月31日	3月分タクシー代(市長分)	(株)湯沢タクシー	28,380

1,006,320

湯財第1245号 平成26年10月31日付情報公開資料(本件支出関係書類)を元に作成

② 湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し 30枚

(支出命令番号 5908 5916 5917 5919 10613 10618 16716 16720 16723

16730 20386 21225 25438 25442 29462 29463 29469 34483 35250 35461

39183 39184 44882 45079 49716 49717 54031 55238 60571 60572)

③ 上記に添付された請求書の写し 40枚

5 主張する事実の要旨及び措置要求

監査請求書(措置請求書)及び事実を証する書面に記載されている事項の内容を勘案して措置要求の要旨を次のように理解した。

本請求で請求人は、平成25年度においての総務課秘書室及び教育委員会使用分のタクシー利用料金について、各支出負担行為兼支出命令書の摘要欄には、一括請求に対する何月分のタクシー代でどの部署あるいは使用者であるのか程度の極めて簡素な記述しかなく、用務毎の詳細は一切明記されてはいない。

また、債権者からの請求書には個別のタクシー利用時の内訳が記載されてはいるものの、利用日時、経路、金額等くらいしか判明しない。

領収書の内訳を見ると、中には単なる飲み会の帰りではないかと思料されるものも相当数見受けられ、具体的職務の為に本件支出行為が必要であるかを裏付けるものがなければ、行政上の必要の可否が判明せず、例えその中に私費で負担すべき個人的なタクシー利用代が紛れ込んでいたか否かさえ判断ができないものであるため、職務上の必要性の判断資料を欠いたまま行われた本件各支出に係る支出負担行為及び支出命令は違法であり、支出した1,006,320円を市の損害額と認定し、市長及び本件支出関係職員に対し必要な措置を講ずるよう勧告せよと求めている。

第2 要件の審査

監査の実施に当たり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、地方自治法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成26年11月11日に全監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理することとした。

第3 監査委員の判断（地方自治法第242条の要件に係る判断）

住民監査請求は、市長や市職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補てんを求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、平成25年度においての総務課秘書室及び教育委員会使用分のタクシー利用料金について、各支出負担行為兼支出命令書の摘要欄には、一括請求に対する何月分のタクシー代でどの部署あるいは使用者であるのか程度の極めて簡素な記述しかなく、用務毎の詳細は一切明記されてはいない。

また、債権者からの請求書には個別のタクシー利用時の内訳が記載されてはいるものの、利用日時、経路、金額等くらいしか判明しない。

請求の内訳を見ると、中には単なる飲み会の帰りではないかと思料されるものも相当数見受けられ、具体的職務の為に本件支出行為が必要であるかを裏付けるものがなければ、行政上の必要の可否が判明せず、例えその中に私費で負担すべき個人的なタクシー利用代が紛れ込んでいたか否かさえ判断ができないものであるため、職務上の必要性の判断資料を欠いたまま行われた本件各支出に係る支出負担行為及び支出命令は違法であり、支出した1,006,320円を市の損害額と認定し、市長及び本件支出関係職員に対し必要な措置を講ずるよう勧告せよとの主張である。

このことについて、具体的に当市に損害を与えた事実を証する書面の提出はないが、本請求書の提出日において、当市では条例に基づき「公費支出に関する第三者調査委員会」が設置されているところであり、また、当市議会においても地方自治法第98条第1項に基づく「公費支出に関する調査特別委員会」が設置されている状況を鑑み監査を実施することとした。

地方自治法第242条第2項では「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定されている。

本請求での当該行為のあった日は、平成25年5月23日に支出した経費を始めとして、これ

以降毎月の請求に対し支出した平成25年度分の総務課秘書室及び教育委員会使用分のタクシー使用料金であり、本請求書を本事務局へ提出した日は、平成26年11月6日で当該行為のあった日から1年以上経過しているものが含まれている。請求人は1年以上経過した正当な理由を主張しているが「正当な理由」には該当しないものである。

このことから、本請求書の提出日である平成26年11月6日を起点とし、当該行為があった日から1年以上経過しているものについては却下することとし、1年以上経過していないものについては地方自治法第242条に基づく要件を具備しているものと認め、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年12月4日に証拠の提出及び12月5日に陳述の機会を設けたが、12月4日に欠席の連絡があったため、陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出もなかった。

2 監査対象事項等

(1) 監査対象事項

地方自治法第242条の要件に係る判断により、本請求に係る支出が違法・不当に当たるかどうかを監査対象とした。

(2) 監査対象部局

総務部財政課及び総務部総務課を監査対象部局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

また、会計管理者に依頼し、資料の確認を行った。

第5 事実関係の確認

監査対象事項について、関係機関からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

監査時には、担当課より債権者に支出した毎月の経費毎の乗車者及び乗車目的・理由の一覧表の提出とそれを確認するために会議案内等文書の写しの提示を求め職員からの事情聴取を行い、監査した。その結果として次の資料のとおり教育委員会のタクシー使用状況(別表1)等6つに分類・整理し、乗車者並びに乗車目的・理由を記載する。

財政課職員からの事情聴取は次のとおりである。

タクシー代金については、財政課集中管理経費で市全体の使用料金の支出に関し集中管理をしている。各課の各業務でタクシーを使用する際には、各課へ事前に配布しているチケットをタクシー降車の際運転手に渡すこととしている。これに基づきタクシー事業者は毎月財政課管理営繕班へ一括請求書を提出するが、財政課では私用で使用したものが含まれている可能性があるため、整理・確認するため使用した課に対し使用状況表の提出を求めこれを確認したうえで支出している。

○教育委員会のタクシー使用状況(別表1)

NO	利用月日	金額	経路	乗車者	乗車目的・理由
18	平成25年10月18日(金)	1,890	前森 ~ 山田小学校	学校医等	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月18日(金)	1,790	山田小学校 ~ 前森	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月18日(金)	1,990	佐竹町 ~ 山田小学校	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月18日(金)	1,790	山田小学校 ~ 佐竹町	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月18日(金)	1,390	田町 ~ 山田小学校	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月18日(金)	1,390	山田小学校 ~ 田町	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月22日(火)	3,530	佐竹町 ~ 須川小学校	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月22日(火)	3,440	須川小学校 ~ 佐竹町	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月22日(火)	3,440	みたに医院 ~ 須川小学校	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月22日(火)	3,530	須川小学校 ~ みたに医院	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月23日(水)	990	両神 ~ 東小学校	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月23日(水)	990	東小学校 ~ 両神	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月23日(水)	1,290	佐竹町 ~ 東小学校	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月23日(水)	1,190	東小学校 ~ 佐竹町	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月23日(水)	1,190	金池 ~ 東小学校	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月23日(水)	1,190	東小学校 ~ 金池	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月30日(水)	990	西小学校 ~ 前森	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月30日(水)	1,090	佐竹町 ~ 西小学校	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月30日(水)	690	田町 ~ 西小学校	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月30日(水)	1,090	西小学校 ~ 佐竹町	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月30日(水)	690	西小学校 ~ 田町	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月30日(水)	990	前森 ~ 西小学校	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月30日(水)	3,710	大島 ~ 三梨	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月30日(水)	3,620	三梨 ~ 大島	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月31日(木)	1,690	佐竹町 ~ 三関小学校	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月31日(木)	1,690	三関小学校 ~ 佐竹町	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月31日(木)	1,390	小川医院 ~ 三関小学校	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月31日(木)	1,390	三関小学校 ~ 小川医院	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月31日(木)	1,390	材木町 ~ 三関小学校	〃	平成26年度入学児童就学時健診
18	平成25年10月31日(木)	1,390	三関小学校 ~ 材木町	〃	平成26年度入学児童就学時健診
	計	52,830			

上記表のとおり教育委員会の使用状況については、平成26年度入学児童就学時健診の際市内の医師及び看護師等が医院から会場である各小学校へ移動する際に往復使用したものであることを確認した。

○本市が主催した業務等(懇親会有)の際のタクシー使用状況(別表2)

NO	利用月日	金額	経路	乗車者	乗車目的・理由
18	平成25年10月03日(木)	4,430	グランドホテル ~ 稲庭	市長	湯沢市誘致企業等懇話会
20	平成25年10月03日(木)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	湯沢市誘致企業等懇話会
20	平成25年10月11日(金)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	県南市町村建設・入札・検査担当部課長会議
21	平成25年11月08日(金)	4,700	ロイヤルホテル ~ 稲庭	市長	同協会合同現場見学会意見交換会/こまちイベントサロン
21	平成25年11月12日(火)	690	ロイヤルホテル ~ 表町	市長	農政懇談会
21	平成25年11月12日(火)	4,430	表町 ~ 稲庭	市長	農政懇談会
22	平成25年11月30日(土)	5,000	大湯 ~ 三又	市長他	故佐藤蕪堂氏ご息女懇談会
27	平成26年02月04日(火)	5,600	ロイヤルホテル ~ 稲庭	市長	ジオパークフォーラム
28	平成26年02月08日(土)	5,870	稲庭 ~ グランドホテル	市長	バルシステム冬期ツアー
28	平成26年02月08日(土)	5,870	グランドホテル ~ 稲庭	市長	バルシステム冬期ツアー
28	平成26年02月19日(水)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	第20回わくわく農業活性化交流会
27	平成26年02月24日(月)	5,240	柳町 ~ 稲庭	市長	八丈町長との懇談会
28	平成26年02月24日(月)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	八丈町長との懇談会
27	平成26年02月25日(火)	5,330	古館 ~ 稲庭	市長	がんばる女子応援セミナースキルアップ講演会
29	平成26年03月16日(日)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	地域自治組織活動報告会
29	平成26年03月26日(水)	5,000	大湯 ~ 三又	市長他	山内友三郎先生懇親会
30	平成26年03月28日(金)	4,880	グランドホテル ~ 稲庭	市長	湯沢記者会送別会
29	平成26年03月28日(金)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	湯沢記者会送別会
	計	87,040			

上記表のとおり本市が主催した業務等で懇親会等があった際に市長及び副市長等が

タクシーを使用したものであることを職員からの事情聴取及び文書等により確認した。

総務課職員からの事情聴取によると市長のタクシー使用については、懇親会会場から自宅(稲庭)まで帰路の際に使用しており、平成26年2月8日(土)については、土曜日のため自宅から会場まで往復使用したとのことである。大湯(皆瀬地域)から三又とあるのは、秘書室長の自宅が三又にあり市長と秘書室長等が乗車等をしているためである。

また、副市長のタクシー使用についても、懇親会会場から自宅(皿小屋)まで帰路使用しているとのことであった。

○当市が主催した業務等(懇親会無)の際のタクシー使用状況(別表3)

NO	利用月日	金額	経路		乗車者	乗車目的・理由
22	平成25年11月13日(水)	5,000	湯沢	～	皿小屋	副市長 石巻・米沢・湯沢連携観光キャンペーン
22	平成25年11月24日(日)	5,000	湯沢	～	皿小屋	副市長 地熱エキスポ
25	平成26年01月11日(土)	5,330	グランドホテル	～	稲庭	市長 地域連携に関する研修会
29	平成26年03月26日(水)	5,000	湯沢	～	皿小屋	副市長 指名委員会懇談会
	計	20,330				

上記表のとおり当市が主催した業務等で懇親会がなかった際のタクシー使用状況であるが、職員の事情聴取及び文書により確認した。

総務課職員からの事情聴取により次のことが判明した。

平成26年1月11日(土)湯沢グランドホテルで開催の地域連携に関する研修会に市長が出席し、会場から市長の自宅(稲庭)までタクシーを使用している。これは、土曜日に使用している。

それ以外は副市長のタクシー使用であるが、平成25年11月13日の使用については、仙台市で開催した観光キャンペーン終了後の使用、平成25年11月24日及び平成26年3月26日については会議終了後に使用したことが判明した。

○団体から案内等(懇親会有)があった際のタクシー使用状況(別表4)

NO	利用月日	金額	経路	乗車者	乗車目的・理由
20	平成25年10月02日(水)	5,000	小安 ~ 稲川	市長他	小安峡温泉若旦那の会
20	平成25年10月18日(金)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	湯沢高等学校創立70周年記念式典祝賀会
18	平成25年10月21日(月)	2,690	グランドホテル ~ 稲川	市長	湯沢酒米流通生産協議会
18	平成25年10月21日(月)	2,390	大館 ~ 稲庭	市長	川連塗りフェア2013反省会
20	平成25年10月25日(金)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	湯沢翔北高等学校竣工記念祝賀会
22	平成25年11月01日(金)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	湯沢商工会議所臨時議員総会懇親会
21	平成25年11月05日(火)	4,430	大町 ~ 稲庭	市長	大町商店街振興組合 市長を囲む懇談会
21	平成25年11月15日(金)	4,520	ロイヤルホテル ~ 稲庭	市長	湯沢商工会議所設立25周年祝賀懇親会
22	平成25年11月15日(金)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	湯沢商工会議所設立25周年祝賀懇親会
22	平成25年11月19日(火)	4,000	小松谷 ~ 皿小屋	副市長	しんきん会総会
22	平成25年11月20日(水)	3,000	藤倉 ~ 皿小屋	副市長	藤倉バイパス開通式及び完成祝賀会
21	平成25年11月22日(金)	4,520	ロイヤルホテル ~ 稲庭	市長	日独交流中学生派遣事業訪問団報告会
21	平成25年11月25日(月)	4,520	湯沢タクシー本社 ~ 稲庭	市長	湯沢市酒米生産者大会
22	平成25年11月28日(木)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	湯沢市流雪溝組合連合会総会
23	平成25年12月05日(木)	4,520	ロイヤルホテル ~ 稲庭	市長	湯沢雄勝広域市町村圏組合忘年会
24	平成25年12月05日(木)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	湯沢建設業協会連合会懇談会
24	平成25年12月06日(金)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	湯沢雄勝地区森林環境懇話会情報交換会
24	平成25年12月08日(日)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	湯沢なつメロ忘年会
23	平成25年12月09日(月)	4,430	グランドホテル ~ 稲庭	市長	あきぎん会忘年会
24	平成25年12月09日(月)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	あきぎん会忘年会
23	平成25年12月10日(火)	4,520	グランドホテル ~ 稲庭	市長	湯沢市消防団幹部会交流会
23	平成25年12月12日(木)	4,520	グランドホテル ~ 稲庭	市長	湯沢ロータリークラブ年末大家族会
23	平成25年12月13日(金)	690	グランドホテル ~ ロイヤルホテル	市長	雄湯柳・森林につながる家づくりネットワーク意見交換
23	平成25年12月13日(金)	4,610	ロイヤルホテル ~ 稲庭	市長	雄湯柳・森林につながる家づくりネットワーク意見交換
24	平成25年12月17日(火)	1,890	小松谷 ~ 稲庭	市長	稲川地区民生児童委員協議会歓送迎会
24	平成25年12月28日(土)	5,960	稲庭 ~ 横堀	市長	東京ガス圧接秋田店忘年会
24	平成25年12月28日(土)	6,140	横堀 ~ 稲庭	市長	東京ガス圧接秋田店忘年会
25	平成26年01月06日(月)	5,420	下町 ~ 稲庭	市長	秋田銘醸懇新年会
25	平成26年01月08日(水)	5,330	グランドホテル ~ 稲庭	市長	湯沢商工会議所新年祝賀会
26	平成26年01月14日(火)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	新年祝賀会(商工会議所青年部)
25	平成26年01月17日(金)	5,330	グランドホテル ~ 稲庭	市長	湯沢市四商店街合同新年祝賀会
26	平成26年01月18日(土)	5,690	稲庭 ~ 湯沢	市長	全国防犯功労表彰祝賀会
25	平成26年01月18日(土)	990	千寿苑 ~ ゆざわ温泉	市長	全国防犯功労表彰祝賀会~基立ち選手激励会
26	平成26年01月18日(土)	5,240	湯沢 ~ 稲庭	市長	基立ち選手激励会
26	平成26年01月19日(日)	6,410	湯沢 ~ 稲庭	市長	平和町新春祝賀会
25	平成26年01月21日(火)	2,890	大館 ~ 稲庭	市長	秋田仏壇協議会新年祝賀会
25	平成26年01月22日(水)	5,330	グランドホテル ~ 稲庭	市長	湯沢市認定農業者協議会研修会
26	平成26年01月24日(金)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	湯沢市体育協会スポーツ賞授与式・祝賀会
26	平成26年01月25日(土)	5,690	稲庭 ~ 湯沢	市長	富谷安一氏の受賞を祝う会
26	平成26年01月25日(土)	5,510	湯沢 ~ 稲庭	市長	富谷安一氏の受賞を祝う会
25	平成26年01月29日(水)	5,240	グランドホテル ~ 稲庭	市長	湯沢青年会議所・同会議所シニアクラブ合同新年会
25	平成26年01月31日(金)	890	グランドホテル ~ 古館	市長	湯沢市環境衛生組織連合会新年会~秋田県稲庭うどん協同組合新年会
28	平成26年02月01日(土)	5,690	稲庭 ~ グランドホテル	市長	新年祝賀会(佐藤養助商店)
28	平成26年02月01日(土)	5,690	湯沢 ~ 稲庭	市長	新年祝賀会(佐藤養助商店)
28	平成26年02月12日(水)	6,590	鮎の家 ~ 稲庭	市長	対話集会(雄勝野づくり連絡協議会)
27	平成26年02月20日(木)	5,510	千寿苑 ~ 稲庭	市長	湯沢地区交通安全協会懇親会
28	平成26年02月26日(水)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	湯沢地域消防親交会懇親会
27	平成26年02月27日(木)	5,330	ロイヤルホテル ~ 稲庭	市長	第33回湯沢雄勝北都会総会
28	平成26年02月27日(木)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	第33回湯沢雄勝北都会総会
29	平成26年03月01日(土)	4,700	稲庭 ~ グランドホテル	市長	湯沢高校卒業祝賀会
30	平成26年03月01日(土)	4,610	グランドホテル ~ 稲庭	市長	湯沢高校卒業祝賀会
30	平成26年03月13日(木)	4,790	古館 ~ 稲庭	市長	雄勝中央病院運営委員会
30	平成26年03月24日(月)	4,700	ロイヤルホテル ~ 稲庭	市長	湯沢雄勝広域市町村圏組合協議会懇親会
30	平成26年03月25日(火)	4,880	グランドホテル ~ 稲庭	市長	山内友三郎先生歓迎会
29	平成26年03月25日(火)	5,000	湯沢 ~ 皿小屋	副市長	久保部落対話集会(自治活動の在り方)
30	平成26年03月27日(木)	4,520	柳町 ~ 稲庭	市長	湯沢市トンビマイタケ栽培研究会通常総会
	計	259,320			

上記表のとおり各団体より案内があり、懇親会等があった際に市長及び副市長がタクシーを使用したものであることを職員からの事情聴取及び文書等により確認した。

平成25年11月19日(火)12月17日(火)小松谷とあるのは、川連地区にある小松谷会館から乗

車したものである。

○団体からの案内等(懇親会無)があった際のタクシー使用状況(別表5)

No	利用月日	金額	経路		乗車者	乗車目的・理由	
28	平成26年02月09日(日)	5,000	湯沢	～	皿小屋	副市長	犬っこまつり閉会式
28	平成26年02月15日(土)	5,000	湯沢	～	皿小屋	副市長	秋の宮温泉郷第16回かだる雪まつり
28	平成26年02月22日(土)	5,780	稲庭	～	湯元	市長	小安峡冬まつり
28	平成26年02月22日(土)	5,780	湯元	～	稲庭	市長	小安峡冬まつり
	計	21,560					

上記表のとおり各団体より案内があり、懇親会等があった際に市長及び副市長がタクシーを使用したものであることを職員からの事情聴取及び文書等により確認した。

市長は、平成26年2月22日は土曜日であったため「小安峡冬まつり」へは、自宅から会場までタクシーを往復使用していることを確認した。

副市長は、平成26年2月9日(日)「犬っこまつり閉会式」のため湯沢から自宅(帰路)まで、また、平成26年2月15日(土)は市役所本庁舎から「秋の宮温泉郷第16回かだる雪まつり」会場である旧秋の宮スキー場へは往復公用車(運転手付き)で移動しているため湯沢から自宅(帰路)まで使用していることを確認した。なお、各会場では振舞い酒がありこれを飲酒したためタクシーを使用したとのことであった。

○その他(別表6)

NO	利用月日	金額	経路		乗車者	乗車目的・理由	
19	平成25年10月27日(日)	5,780	十文字駅	～	稲庭	市長他	海外出張(タイ)
	計	5,780					

総務課職員からの事情聴取により次のことを確認した。

市長及び秘書室長は、平成25年10月27日(日)が海外出張の帰湯日であったためタクシーを使用したことを確認した。

第6 監査の結果

合議の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本請求で請求人は、平成25年度においての総務課秘書室及び教育委員会使用分のタクシー利用料金について、各支出負担行為兼支出命令書の摘要欄には、一括請求に対する何月分のタクシー代でどの部署あるいは使用者であるのか程度の極めて簡素な記述しかなく、用務毎の詳細は一切明記されてはいない。

また、債権者からの請求書には個別のタクシー利用時の内訳が記載されてはいるものの、利用日時、経路、金額等くらいしか判明しない。

請求の内訳を見ると、中には単なる飲み会の帰りではないかと思料されるものも相当数見受けられ、具体的職務の為に本件支出行為が必要であるかを裏付けるものがなければ、行政上の必要の可否が判明せず、例えその中に私費で負担すべき個人的なタクシー利用代が紛れ込んでいたか否かさえ判断ができないものであるため、職務上の必要性の判断資料

を欠いたまま行われた本件各支出に係る支出負担行為及び支出命令は違法であり、支出した1,006,320円を市の損害額と認定し、市長及び本件支出関係職員に対し必要な措置を講ずるよう勧告せよと求めている。

タクシーの使用については、個々の使用状況等が異なるため職員からの事情聴取及び文書確認の結果、教育委員会のタクシー使用状況(別表1)、当市が主催した業務等で懇親会があった際のタクシー使用状況(別表2)、当市が主催した業務等で懇親会がなかった際のタクシー使用状況(別表3)、団体から案内等があり懇親会があった際のタクシー使用状況(別表4)、団体から案内等があり懇親会がなかった際のタクシー使用状況(別表5)、その他(別表6)と6つに分類したのでそれに基づき記述する。

始めに、教育委員会のタクシー使用状況(別表1)についてであるが、それぞれ乗車者は異なるが、平成26年度入学児童就学時検診の際市内の医師及び看護師等が医院から会場である各小学校へ移動する際に往復使用したものであることから、違法・不当なものではない。

次に、当市が主催した業務等で懇親会があった際のタクシー使用状況(別表2)についても、乗車目的等を確認し内容等精査した結果違法・不当なものではない。

次に、市が主催した業務等で懇親会がなかった際のタクシー使用状況(別表3)について、市長が平成26年1月11日(土)の用務により使用したものは違法・不当ではないが、副市長がタクシーを使用した平成25年11月13日仙台市で開催された「石巻・米沢・湯沢連携観光キャンペーン」については、出張からの帰宅でありタクシーを使用(5,000円)しなければならない事由がない。次に平成25年11月24日に開催された「地熱エキスポ2013」及び平成26年3月26日に開催された「指名委員会懇談会」については、懇親会等により飲酒をしなければならない会議ではないので、タクシーを使用(各5,000円)しなければならない事由がない。

したがって、上記3件合計15,000円(5,000円×3)については、公費により支出すべきではないものである。

次に、団体から案内等があり懇親会があった際のタクシー使用状況(別表4)について、乗車目的等を確認し内容等精査した結果違法・不当なものではない。

次に、団体から案内等があり懇親会がなかった際のタクシー使用状況(別表5)について、市長が平成26年2月22日(土)用務により自宅からの往復使用は違法・不当ではない。また、副市長の乗車目的・理由である「犬っこまつり閉会式(平成26年2月9日)」「秋の宮温泉郷第16回かだる雪まつり(平成26年2月15日)」は、各会場で振舞い酒がありこれを飲酒したため帰路の際のタクシー使用については違法・不当ではない。

次に、その他(別表6)については、市長及び秘書室長が海外出張し平成25年10月27日(日)が帰湯日であったために使用したものであるため違法・不当ではない。

第7 市長に対する勧告

本件請求に係る「平成 25 年度分の総務課秘書室及び教育委員会使用分のタクシー使用料金について」の監査委員の判断は、上記で述べたとおりであるが、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、市長に対して次に掲げる措置を講ずることを勧告する。

1 措置すべき事項

平成25年度分の総務課秘書室及び教育委員会使用分のタクシー使用料金の内、副市長が使用した平成25年11月13日「石巻・米沢・湯沢連携観光キャンペーン」5,000円及び平成25年11月24日「地熱エキスポ2013」5,000円並びに平成26年3月26日「指名委員会懇談会」5,000円は不適切に支出した金額(計15,000円)であることから、適切な是正を講ずること。

2 措置期限

平成27年2月20日

上記の措置すべき事項について、地方自治法第242条第9項の規定により、期限内に所要の措置を講ずるとともに、その措置の状況を監査委員あて通知すること。

第8 監査委員の意見

タクシー使用料の支出については、私用で使用した事案があったことから、今後このような不適切な支出がないよう使用の仕方及び支出の在り方等について検証し、このような疑念や不信を抱かれることのないよう透明性を確保すると共に、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に使用・対応をすべきである。

また、各課への事前のタクシーチケット配付の是非について検討することや、多忙な市長副市長の移動手段に関しても、専用車の配置等を含め効率性や安全性を考慮した管理体制について再検討することを望むものである。